

剣淵町社協訪問介護事業所(ホームヘルプ)利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間)

第3条 (訪問介護計画の決定・変更)

第4条 (介護保険給付対象サービス)

第5条 (介護保険給付対象外のサービス) 第五章 契約の終了

第6条 (訪問介護員の交替等)

第20条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第7条 (サービスの実施)

第21条 (契約者からの中途解約)

第二章 料金

第8条 (サービス利用料金の支払い)

第22条 (契約者からの契約解除)

第9条 (利用の中止、変更、追加)

第23条 (事業者からの契約解除)

第10条 (サービス内容の変更)

第24条 (精算)

第11条 (利用料金の変更)

第六章 その他

第三章 事業者の義務

第12条 (事業者及びサービス従事者の義務) 第25条 (苦情・ハラスメント対応等)

第13条 (守秘義務等)

第26条 (苦情処理)

第14条 (虐待防止に関する事項)

第27条 (緊急時の対応)

第15条 (事業継続計画)

第28条 (善管注意義務)

第16条 (訪問介護員の禁止行為)

第29条 (代理人)

第30条 (協議事項)

指定訪問介護を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会 剣淵町社協訪問介護事業所（以下「事業者」という。）は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条および第5条に定める訪問介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する訪問介護サービス内容、利用日、利用期間、費用等の事項（以下「訪問介護計画」という。）は別紙に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の2日前までに利用者又は利用者代理人（以下契約者という。）から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（訪問介護計画の決定、変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅介護サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅介護サービスが変更された場合、もしくは契約者及び家族等の要請に応じて、訪問介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問介護サービスを変更するものとします。

- 5 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助その他日常生活上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供するものとします。
- 2 事業者は第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

第6条（訪問介護員の交代等）

- 1 本契約において、「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護サービス事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員等、事業者が訪問介護サービスを提供するために使用するものをいうものとします。
- 3 契約者は、派遣された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問介護員の交代により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

第7条（サービスの実施）

- 1 契約者は、第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 2 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第二章 料金

第8条（サービスの利用料金の支払い）

- 1 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料

金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い。））

- 2 第5条第1項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前2項の他、契約者は、通常のサービス実施区域外の地域の居宅におけるサービスを受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第9条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第10条（サービス内容の変更）

- 1 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第11条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化そのやむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う2か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な金額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員より利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、契約者又はその家族からの聴取・確認の上で訪問介護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、その複写物を交付するものとします。

第13条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等の個人情報（個人情報保護法の定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - 一 利用者にかかわる訪問介護計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報の提供のため。
 - 二 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
 - 三 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス（会議、協議等）のため。
 - 四 その他サービス提供で必要な場合。
 - 五 上記各号にかかわらず、緊急を要するときの連絡等の場合。
- 3 契約者は、本契約の締結により、前項の内容の個人情報の使用を承認するものとする。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理亜知性の整備
- 三 その他の虐待防止のための措置

第 15 条（事業継続計画）

1 感染症や火災が発生した場合でも利用者が継続して訪問介護サービスを受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

2 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修や訓練等を実施する事で資質向上に努める。

第 16 条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 医療行為
- 二 契約者若しくはその家族等からの金銭又は高価なものの授受
- 三 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- 四 飲酒及び契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 五 契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 17 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 13 条に定める守秘義務意に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 18 条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由

にもっぱら起因して損害が発生した場合。

- 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 19 条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第 20 条 （契約の終了事由、契約の終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合。
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - 三 利用者が事業主の担当する区域に居住を有する被保険者でなくなった場合。
 - 四 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - 五 天災その他による施設の滅失や重大な毀損等により、サービスの提供が不可能となった場合。
 - 六 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - 七 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - 八 第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 21 条 （契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 11 条第 3 項により本契約を解除する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 22 条 （契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事由に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- 一 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 13 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意い又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 23 条 （事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが最長で 6 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 24 条 （精算）

第 18 条第 1 項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第六章 その他

第 25 条（苦情・ハラスメント対応等）

事業者は提供した訪問介護支援又は自らが訪問サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

第 26 条 （苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 27 条 （緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

第 28 条 （善管注意義務）

事業者は、契約者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 29 条 （代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。但し、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示して行うこととします。

第 30 条 （協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】

(法人名) 社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会

(代表者) 会 長 田 中 茂 一 印

(所在地) 上川郡剣淵町仲町28番1号

(事業所名) 剣淵町社協訪問介護事業所

【契約者】

(利用者)

住所

氏 名 _____ 印 _____

(利用者代理人)

住所

氏 名 _____ 印 _____